月刊　企業再生サポート情報　No.０１３

2011.04.01

●中小企業の資金繰りを支援する「景気対応緊急保証制度（緊急保証）」は、平成２３年３月３１日をもって終了しました。これを受けて、当初４月以降の「セーフティネット保証（５号）」は、対象業種を約半分に減らして運営する予定でした。
しかし、平成２３年３月１１日に起きた東北地方太平洋沖地震と福島原発事故の影響で、中小企業の業績が急激に悪化したことから、政府は急きょ下記の通り対象業種を広げ、また認定基準も地震発生後の影響を考慮するものに改訂しました。

●会計事務所の先生方におかれまして、新しい「セーフティネット保証（５号）」活用し、顧問先の資金繰りをご支援いただきますようお願いいたします。

指定業種については、東北地方太平洋沖地震の発生を受け、本年9月30日までの間、従来同様ほぼ全業種（産業中分類82業種）が対象。

（イ）最近３か月間の平均売上高又は平均販売数量（建設業にあっては、完成工事高又は受注残高。以下「平均売上高等」という。）が前年同期の月平均売上高等に比して５％以上減少していること。

（ロ）原油価格の上昇により、製品の製造若しくは加工又は役務の提供（以下「製品等」という。）に係る売上原価のうち２０％以上を占める原油又は石油製品（以下「原油等」という。）の仕入価格が２０％以上も上昇しているにもかかわらず、物の販売又は役務の提供の価格（加工賃を含む。）の引上げが著しく困難であるため、最近３か月間の平均売上高に占める原油等の平均仕入価格の割合が、前年同期の平均売上高に占める原油等の平均仕入れ価格の割合を上回っていること。

（ハ）平成２３年東北地方太平洋沖地震の発生後、原則として最近１か月間の売上高等が前年同月に比して２０％以上減少しており、かつ、その後２か月間を含む３か月間の売上高等が前年同期に比して２０％以上減少することが見込まれること。

以上

、（イ）か（ハ）に該当するものと思われます。認定作業は、企業の本社所在地か主な事業所の所在地の市区町村の窓口で行われています。会計事務所としては、認定に必要な資料（特に、最近の３か月間と前年同期の試算表）の準備にご協力をお願いいたします。

、災害関係保証は、直接的な被害を受けた事業所所在地の市区町村・消防署から罹災証明を受けないと利用できません。したがって、直接的に被害を受けていなくて売上などが急減している個人事業主・企業は、「セーフティネット保証（５号）」を活用するのが良いと思われます。

◇対象となる方　原則全ての業種に属する中小企業者（例外業種を除く）
◇保証限度額　２億８０百万円（無担保80百万円）（既存残高含む）
◇資金使途　事業資金
◇保証期間　１０年以内
◇返済方法　分割返済
◇融資利率・保証料　取扱い機関により異なる

なお、本件について詳しい内容を知りたいという顧問先がありましたら、企業再生支援チームまでご連絡ください。

お問い合せは「ビジネス会計人クラブ・事務局」へお願いいたします。
B.A.C『企業再生・整理・再起』支援チーム　http://kigyo-saisei.seesaa.net/
リスクカウンセラー　細野孟士／中小企業診断士　佐々木文安／弁護士　安達一彦／司法書士　星野文仁／司法書士　原内直哉／社会保険労務士　川端重夫